

新型コロナウイルス感染拡大に伴う当事務所の対応方針について

平素は格別のご高配を賜り、深く感謝申し上げます。

さて、政府からの緊急事態宣言の対象が全都道府県に拡大され、特に岐阜県は「特定警戒都道府県」に指定されるに至りました。これによって今回の感染の拡大は極めて危険な状態に至っていると考えるべきであります。

弊所におきましても、更なる感染拡大を防ぐとともに職員の感染による業務停止という事態を回避すべく、以下の対応方針を策定致しました。

1、 関与先様への訪問については当分の間、控えさせていただきます。

尚、訪問活動自粛期間中でありましても、労務管理・社会保障に関する情報提供、収集など個別の要請がありました場合、電話及びメールにて対応させていただく所存です。緊急時の対応については、私共の事務所でお願いします。体温測定・消毒・マスク着用の上体調管理を行った所員が対応いたします。

2、 給与計算における給与明細書については、レターパック、宅配便にて郵送させていただきます。

新型コロナ感染症における政府、岐阜県の終息宣言が発表されるまでの期間についての対応とさせていただきますので、ご理解ご協力の程宜しくお願い申し上げます。

令和2年4月20日

三宅社会保険労務士事務所

所長 三宅裕樹